



おばあちゃん 80歳



お父さん 48歳



お母さん 47歳



まもる 高校生

ケロちゃんが行く

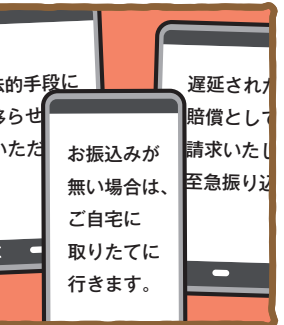
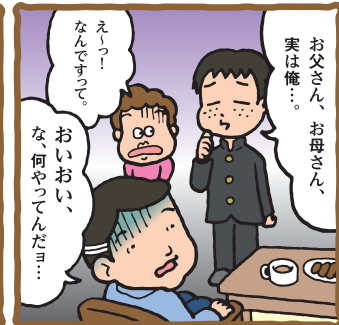
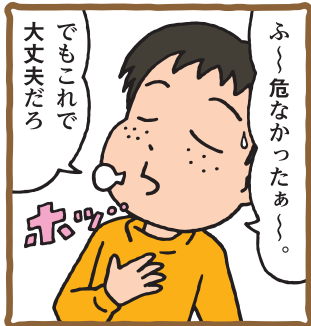
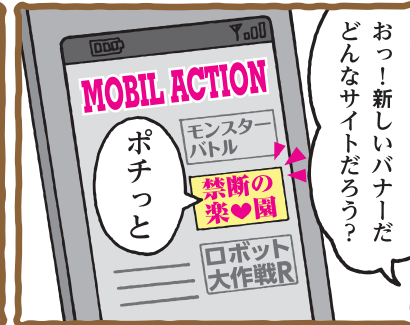
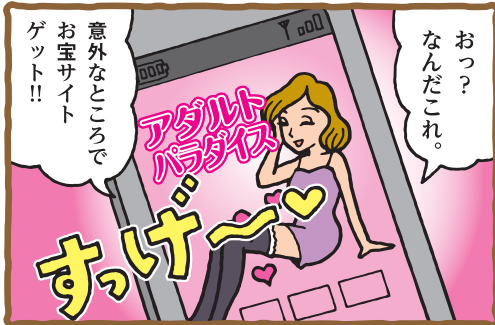
『サイトにアクセスただけで高額請求』の巻

～ワンクリック詐欺に注意してケロ～



相談してケロ

山形県消費生活センターキャラクター「ケロちゃん」



消費者トラブルのご相談は
「消費者ホットライン」
188
いやや
188泣き寝入り!と覚えてね
※お近くの消費生活相談窓口につながります
消費生活センター

山形県 023-624-0999
(県庁2F)
最上総合支庁 0233-29-1370
置賜総合支庁 0238-24-0999
庄内総合支庁 0235-66-5451
お住まいの市町村でも
消費生活相談を受け付けています



ワンポイントアドバイス!

- 「有料サイトに登録した」と利用者に思わせて不当な請求をするワンクリック請求の手口です。表示された番号等には連絡しないようにしましょう。
- 画面上に契約成立となる旨の表示がない場合は、契約が成立していない可能性があります。消費者は錯誤（勘違い）による契約の取消を主張することができます。料金を請求されても支払う必要はありません。
- 裁判所から特別送達が届いた場合だけは、そのまま放置してはいけません。すぐに消費生活センターに相談しましょう。

